

医療機関

患者様の意向

POINT1
薬局の電子処方箋対応

発行形態

患者様への交付物

マイナンバーカードで受付の場合は

顔認証付きカードリーダーで患者様に選択いただくか、受付または診察時に患者様に電子処方箋・紙処方箋どちらを発行するか確認してください。

「顔認証付きカードリーダーの使い方」の資料をぜひご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html

電子処方箋

電子処方箋

紙処方箋

POINT1

○

×

-

原本

電子処方箋

紙処方箋

紙処方箋

POINT2

原本

処方内容(控え)
※引換番号付

原本

紙処方箋
※引換番号付

原本

紙処方箋
※引換番号付

当院では電子処方箋を発行できます



資格確認書／健康保険証で受付の場合は

受付または診察時に、患者様に電子処方箋・紙処方箋どちらを発行するか確認してください

電子処方箋

電子処方箋

紙処方箋

○

×

-

原本

電子処方箋

紙処方箋

紙処方箋

原本

紙処方箋
※引換番号付

原本

紙処方箋
※引換番号付

マイナンバーカードで受付の場合は

マイナ受付のみ

紙処方箋を受け取り

紙処方箋を受け取り

または 資格確認書／健康保険証で受付の場合は

引換番号を確認

紙処方箋を受け取り

紙処方箋を受け取り

薬局

マイナンバーカードで受付の場合は

POINT3
マイナ受付のみ

紙処方箋を受け取り

紙処方箋を受け取り

または 資格確認書／健康保険証で受付の場合は

POINT4
引換番号を確認

紙処方箋を受け取り

紙処方箋を受け取り



POINT1 電子処方箋の発行には、患者様がお薬を受け取る予定の薬局が電子処方箋に対応している必要があります

リフィル処方箋を電子処方箋で発行する場合は、薬局が、電子処方箋のリフィル処方箋機能にも対応している必要があります。

周辺の薬局で電子処方箋に対応している薬局を厚生労働省HPから確認いただき、院内に掲示いただくなどして、患者様へわかりやすくお伝えください。

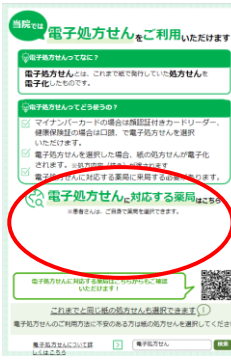


調剤を受ける薬局はどこですか？

電子処方箋（リフィル処方箋機能含）に対応している医療機関・薬局一覧



※ 薬局が電子処方箋に未対応の場合でも、医療機関が紙処方箋で電子処方箋管理サービスに処方情報を蓄積することで、他の医療機関・薬局が重複投薬等チェックに活用できます。



POINT2 調剤を受ける薬局に、勝手に処方箋が送られることはありません

薬局で調剤を受けるためには、電子処方箋でも、患者様に交付から4日以内に薬局で受付していただく必要があります。患者様へお伝えください。なお、引換番号などを予め薬局に伝えることで、薬局での待ち時間が短縮される場合もあります。アプリ、メール、FAX、電話など方法は問いません。また、患者様が、マイナポータルで処方内容を開覧することができるなどの理由により、患者様が処方内容（控え）を不要とする場合は、医療機関は処方内容（控え）の手交を要しません。

POINT3 お薬を受け取った後、患者様は処方内容（控え）をどうすればよいの？

薬局で調剤を受けた後、患者様で破棄いただいで差し支えございません。

POINT4 患者様が処方内容（控え）をなくした場合は？

電子処方箋を発行された患者様が、薬局で資格確認書／健康保険証で受付する場合、調剤に必要なものは引換番号です。（処方内容（控え）ではありません。）患者様から処方箋を発行した医療機関へ確認いただくか、患者様のマイナポータルからも引換番号が確認できることをご案内ください。